

第9章 水防訓練

1 実施要領

水防訓練は、水防法第35条の規定に基づき、消防機関等の協力を得て、洪水時における関係機関の有機的な連携と水防体制の強化、水防技術の習得・研鑽・水防思想の普及及び水防意識等の高揚を図るため、次の事項について訓練を実施する。

- (1) 雨量、水位等の観測訓練
- (2) 電話、無線伝達等の通報訓練
- (3) 水防団（消防団）の動員、居住者の応援等の動員訓練
- (4) 資器材、人員等の輸送訓練
- (5) 各水防工法等の工作訓練
- (6) 水門の操作訓練
- (7) 危険区域居住者の避難、立ち退き訓練

2 実施時期

水防訓練は、本計画に基づき年1回以上実施する。